

令和4年8月31日

令和5年度の財政投融资計画要求書

(機関名：株式会社国際協力銀行（総括）)

1. 令和5年度の財政投融资計画要求額

(単位：億円、%)

区 分	令和5年度 要 求 額	令和4年度 計 画 額	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	9,810	4,010	5,800	144.6
(2)産業投資	1,400	850	550	64.7
うち 出 資	1,400	850	550	64.7
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	9,010	11,200	△2,190	△ 19.6
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	8,610	10,800	△2,190	△ 20.3
うち 外貨借入金	400	400	—	0.0
合 計	20,220	16,060	4,160	25.9

2. 財政投融资計画残高

(単位：億円、%)

区 分	令和5年度末 残高(見込)	令和4年度末 残高(見込)	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	24,726	19,667	5,059	25.7
(2)産業投資	20,788	19,388	1,400	7.2
うち 出 資	20,788	19,388	1,400	7.2
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	51,682	47,532	4,150	8.7
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	50,882	47,132	3,750	8.0
うち 外貨借入金	800	400	400	100.0
合 計	97,196	86,587	10,609	12.3

3. 事業計画及び資金計画

事業計画

(単位：億円)

区 分		令和5年度 要 求 額	令和4年度 計 画 額	増 減
事業計画の合計額		26,500	23,000	3,500
(内訳)	輸出	3,430	3,380	50
	プラント	2,930	2,380	550
	船舶	500	1,000	△500
	輸入・投資	16,750	15,050	1,700
	資源開発	3,100	2,550	550
	一般投資	13,650	12,500	1,150
	事業開発等	4,570	3,020	1,550
	出資	1,750	1,550	200

資金計画

(単位：億円)

区 分		令和5年度 要 求 額	令和4年度 計 画 額	増 減
事業計画実施に必要な資金の合計額		26,500	23,000	3,500
(財源)	財政投融资	20,220	16,060	4,160
	財政融資	9,810	4,010	5,800
	産業投資	1,400	850	550
	政府保証	9,010	11,200	△2,190
	自己資金等	6,280	6,940	△660
	政府保証（5年未満）	9,840	7,560	2,280
	財投機関債	200	200	—
	貸付回収金	16,860	14,301	2,560
	（うち繰上償還）	1,500	1,500	—
	財投借入金償還	△4,751	△3,019	△1,732
	社債償還金	△9,840	△8,500	△1,340
	外国為替資金借入金償還	△7,382	△6,323	△1,059
	その他	1,352	2,721	△1,369

令和4年8月31日

令和5年度の財政投融资計画要求書

(機関名：株式会社国際協力銀行（一般業務勘定）)

1. 令和5年度の財政投融资計画要求額

(単位：億円、%)

区 分	令和5年度 要 求 額	令和4年度 計 画 額	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	9,200	3,400	5,800	170.6
(2)産業投資	1,200	750	450	60.0
うち 出 資	1,200	750	450	60.0
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	8,810	11,000	△2,190	△ 19.9
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	8,610	10,800	△2,190	△ 20.3
うち 外貨借入金	200	200	—	0.0
合 計	19,210	15,150	4,060	26.8

2. 財政投融资計画残高

(単位：億円、%)

区 分	令和5年度末 残高(見込)	令和4年度末 残高(見込)	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	23,464	19,015	4,449	23.4
(2)産業投資	18,855	17,655	1,200	6.8
うち 出 資	18,855	17,655	1,200	6.8
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	51,282	47,332	3,950	8.3
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	50,882	47,132	3,750	8.0
うち 外貨借入金	400	200	200	100.0
合 計	93,601	84,002	9,599	11.4

3. 事業計画及び資金計画

事業計画

(単位：億円)

区 分		令和5年度 要 求 額	令和4年度 計 画 額	増 減
事業計画の合計額		25,000	22,000	3,000
(内訳)	輸出	3,000	3,000	—
	プラント	2,500	2,000	500
	船舶	500	1,000	△500
	輸入・投資	16,000	14,500	1,500
	資源開発	3,000	2,500	500
	一般投資	13,000	12,000	1,000
	事業開発等	4,500	3,000	1,500
	出資	1,500	1,500	—

資金計画

(単位：億円)

区 分		令和5年度 要 求 額	令和4年度 計 画 額	増 減
事業計画実施に必要な資金の合計額		25,000	22,000	3,000
(財源)	財政投融资	19,210	15,150	4,060
	財政融資	9,200	3,400	5,800
	産業投資	1,200	750	450
	政府保証	8,810	11,000	△2,190
	自己資金等	5,790	6,850	△1,060
	政府保証（5年未満）	9,840	7,560	2,280
	財投機関債	200	200	—
	貸付回収金	16,767	14,237	2,530
	（うち繰上償還）	1,500	1,500	—
	財投借入金償還	△4,751	△3,019	△1,732
	社債償還金	△9,840	△8,500	△1,340
	外国為替資金借入金償還	△7,382	△6,323	△1,059
	その他	955	2,695	△1,739

財政投融资を要求するに当たっての基本的考え方

(機関名：株式会社国際協力銀行（一般業務勘定）)

<官民の役割分担・リスク分担>

1. 政策目的の実現に必要な範囲内で、金融・資本市場に関与するに際し、官民の適切な役割分担がなされているか。

(1) 株式会社国際協力銀行法（以下「JBIC法」という。）において、当行は、我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得の促進、我が国の産業の国際競争力の維持及び向上、地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業の促進、並びに国際金融秩序の混乱の防止又はその被害への対処に係るものといった、我が国の対外政策上重要な業務を行うことが明定されており、我が国の経済安全保障の観点から政策的必要性が高い。

(2) 具体的には、安定的かつ安価な資源・エネルギー確保、インフラ分野における我が国企業の海外展開及び海外の成長の取込みに向けた我が国企業の海外進出などの支援に際し、長期資金、外貨資金、リスクマネーといった民間金融機関では量的・質的に十分に賄えない資金の供給が求められている。特に政治的・経済的リスクのある出融資等を行うに際しては、公的機関としてのステイタスを活用し、一般に民間金融機関のみでは収集困難な情報を収集・分析することによって適切なリスクコントロールを実施し、民間では担えないリスクを負担するとともに、受入国政府や国際機関等との協議を通じた関係強化によって、当該国における法制度の変更リスク、プロジェクトの接收リスク等のリスクを緩和するといった民間金融機関では果しえない役割も担うことが求められている。

2. 官民が適切にリスク分担し、民間企業のモラルハザードを防止しつつ、適度な支援を行っているか。

JBIC法第1条において、当行の業務の目的は、「一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、(中略)もって我が国及び国際経済社会の健全な発展に寄与すること」とされていることを踏まえ、当行業務は、政策意義が高く、民間金融機関のみでは量的・質的制約から十分な対応が困難な場合に限定されている。また、当行業務は、民間資金動員・活用を積極的に図るべく、民間金融機関と共に融資することを原則としており、要望に応じ、民間金融機関に対する融資・保証供与や民間金融機関による優先的な資金回収等を行うほか、同法に明定された保証機能等を活用しつつ、民間資金の動員・活用を積極的に図っている。さらに、対象プロジェクトの完工後等にリスクテイクのニーズがある地銀等の民間金融機関に当行保有債権等の流動化を行うことを通じて、当該民間金融機関の融資機会の創出に取り組んでいる。

<対象事業の重点化・効率化>

3. 「民間にできることは民間に委ねる」という民業補完性を確保する観点から、対象事業の重点化や効率化をどのように図っているか。

(1) 対象事業を重要な資源の海外における開発及び取得の促進、我が国の産業の国際競争力の維持及び向上、地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外

における事業の促進、並びに国際金融秩序の混乱の防止又はその被害への対処に係るものに限定している。

- (2) 「『インフラシステム海外展開戦略2025』の追補（令和4年6月3日経協インフラ戦略会議決定）」で掲げられているとおり、当行の機能強化の一環として、令和4年6月に株式会社国際協力銀行法施行令を一部改正し、当行の先進国における業務の対象業種を拡充（令和4年6月28日閣議決定政令第241号）。また令和4年7月には、環境、デジタルなどの先端技術や独自の強みを生かした日本企業の海外展開を積極的に支援していくため、「グローバル投資強化ファシリティ」を創設。先進国における業務及びグローバル投資強化ファシリティの下での支援を含め、民間金融機関との協調融資を原則としており、民業補完の徹底に努めている。

<財投計画の運用状況等の反映>

4. 財投編成におけるPDCAサイクルを強化する観点から、財投計画の運用状況を財政投融資の要求内容にどのように反映しているか。

令和3年度の当行一般業務勘定における財政投融資は10,740億円（うち財政融資資金1,540億円）を予定していたが、大型案件の期限前償還があったこと等により貸付回収金が増加したこと及び国際情勢の変化等を背景として出融資が減少したこと等により、財政投融資4,820億円の運用残を計上した。

令和5年度の事業規模については、(1)我が国のエネルギー需給を踏まえた我が国企業による資源・エネルギー確保及び供給源の分散化等の事業活動、質の高いインフラ輸出やM&A支援を含む我が国企業の国際競争力維持及び向上に向けた国際的事業展開、地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外事業並びに国際金融秩序安定化に係る当行への資金需要に加え、(2)「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」・「経済財政運営と改革の基本方針2022」・「第6次エネルギー基本計画」・「インフラシステム海外展開戦略2025（令和4年6月追補版）」・「統合イノベーション戦略2022」等の政府方針を踏まえた対応、(3)グローバル投資強化ファシリティの創設や「株式会社国際協力銀行法施行令の一部を改正する政令（令和4年6月28日閣議決定政令第241号）」に基づく先進国向け業務の拡充など、より幅広くリスクマネーを供給するための当行機能強化の実施等を勘案しつつ、株式会社国際協力銀行法を踏まえた民業補完に徹した上で、真に政策的に必要と考えられる資金需要について実需を厳しく精査した結果、必要最小限の規模として、25,000億円（そのほか保証3,758億円を計画）としている。

令和5年度の財政投融資の規模については、かかる事業規模を前提とし、約定されている元利受払いに加え、不確定要素の大きい繰上償還についても可能な範囲において織り込む等、自己資金の精査に努めている。具体的には、令和5年度は、事業規模が令和4年度当初計画から3,000億円増加することを見込んでいる中、自己資金等は、繰上償還額を含む貸付回収金が令和4年度当初計画比2,530億円増、政府保証外債（5年未満）が同2,280億円増、前年度繰越金が同4,415億円増となる見込みである一方、財投償還金等の既往債務の償還の合計が同4,131億円増、翌年度繰越金が同5,625億円増の見込みであること等から、自己資金等は同1,060億円減の5,790億円を見込んでいる。かかる状況を踏まえ、財政投融資による調達で手当てが必要となる計19,210億円（同4,060億円増）を要求する。うち、産業投資は、足許の自己資本比率の維持・向上に加え、各種機能強化を踏まえた金融支援を行っていく上で必要なリスクバッファを確保する必要性を踏まえ、計1,200億円（同450億円増）を要求する。なお、自己資金の一部として、200億円の財投機関債発行を予定している。

(参考：過去3カ年の財政投融资の運用残額)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
運用残額	5,967億円	6,154億円	4,820億円
運用残率	50.1%	53.4%	44.9%

<その他>

5. 上記以外の特記事項

特になし。

(注)「運用残率」は、改定後現額(改定後計画+前年度繰越)に対する運用残額の割合(%)。

産業投資について

(機関名：株式会社国際協力銀行（一般業務勘定）)

(事業名：一般業務勘定)

1. 産投事業の内容

(1) 具体的な事業内容

第4期中期経営計画（2021～2023年度）に基づき、2021年度に引き続き次の注力分野に取り組む。

- ① SDGs・脱炭素社会の実現を見据え、我が国企業による脱炭素型イノベーションの普及に向けたエコシステムの形成、ホスト国の実効性あるエネルギー移行や社会的課題の解決など、地球規模の課題に対処。
- ② グローバル・サプライチェーンの見直し・最適化、デジタル変革を見据えた新たなグローバル・アライアンスの構築を行う我が国企業の海外ビジネスを積極的に支援。
- ③ 米国、豪州やインドとの連携に代表されるとおり、他国政府機関及び国際機関等との国際的な連携も意識しつつ、開放性・透明性・経済性・債務持続可能性に配慮した質の高いインフラ投資を推進するための戦略的取組を推進。
- ④ 長期化するコロナ禍に起因する被害への対処、及びポスト・コロナを見据え、スタートアップ支援等新たな海外事業機会の創出、リスクテイク機能の発揮、民間資金動員の促進を含む政策金融機能の発揮。

また、「『インフラシステム海外展開戦略2025』の追補（令和4年6月3日経協インフラ戦略会議決定）」に記載のとおり、当行は以下の機能強化などを通じて、より幅広いリスクマネーを供給。

- ・ グローバル投資強化ファシリティの創設：環境、デジタルなどの先端技術や独自の強みを生かした日本企業の海外展開を支援。
- ・ 株式会社国際協力銀行法施行令の一部改正により先進国における業務の対象業種を拡充：医療機器、半導体、バイオ医薬品、燃料アンモニア、電気自動車を対象業種に追加することに加え、①新たな技術・ビジネスモデル等を利用した事業、②温室効果ガス排出削減に寄与する措置、③製品の原材料等の安定供給を図る上で必要な物資・技術の開発等を支援対象に追加。

上述の当行の取組は、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（令和4年6月7日閣議決定）」等の各種政府施策にも沿っており、各種政府施策の実現に貢献。

(2) 必要とする金額の考え方

当行が日本政府の方針の下、出融資保証機能を活用して支援を行う場合、エクスポージャーの増大等に対応するためのリスクバッファーや出資の原資としての自己資本が必要となるが、利益剰余金の積み上げによる自己資本増強には限界がある。足許の自己資本比率の維持・向上に加え、各種機能強化（注）を踏まえた金融支援等を行っていく上で必要なリスクバッファーを確保する観点から、計1,200億円の産投出資を要求する。

(注) 「『インフラシステム海外展開戦略2025』の追補(2022年6月3日経協インフラ戦略会議決定)」において、当行業務の先進国における業務の対象業種を拡充するなど機能強化を図り、より幅広くリスクマネーを供給する旨が謳われている。

(3) 見込まれる収益

JBIC法第13条第1項第1号及び同第2号で規定する償還確実性の原則及び収支相償の原則に基づき、一般業務勘定においては償還確実性及び収支相償の確保を出融資保証供与の要件としており、営業部門と審査・リスク管理部門によるチェック・アンド・バランス体制をとっている他、収支相償を満たす条件を付している。出融資保証の実施後も、不断のモニタリングに基づき所要の対応を講じており、相応の収益可能性が確保される。

(4) 民間資金の動員の蓋然性

JBIC法第1条の「民業補完の原則」を前提とし、想定される案件は、いずれも当行の出融資保証機能を活用し、民間資金の動員や他国公的機関との連携等により、日本企業のサプライチェーンの強靱化や、グリーン・デジタル分野等の先端技術及び新しいビジネスモデルの海外展開を通じた新たな市場創出等を積極的に支援するもの。

2. リスク管理体制

個別与信決定においては、与信担当部門(営業部門)及び審査・リスク管理部門により、与信先の信用力、与信対象取引の確実性、与信対象プロジェクトの実行可能性等に関する情報の収集・分析が行われる。両部門が相互に牽制関係を維持しながら与信の適否に関する検討を行い、最終的にはマネジメントによる与信決定の判断がなされる体制をとっている。

残高管理においては、金融機関として適切なリスク管理を行うことの重要性を認識し、リスクの種類に応じたリスク管理及び統合的なリスク管理を行うための組織体制を構築している。信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスク等の各種リスクの管理に関する責任者及びリスク管理を統括する部署を置くと共に、リスク管理を有効に機能させるための審議・検討等を行うため、統合リスク管理委員会及びALM委員会を設置している。

モニタリング体制については、前述の個別与信管理の一環として、個別案件に対し、半期ごとの資産自己査定や行内信用格付の随時見直しを実施している。また、前述の残高管理の分析をふまえ、発現した場合に当行にとって影響の大きいリスク事象の特定を行い、それらの状況について、統合リスク管理委員会を通じて経営全体に対して定期的に報告・共有している。

政府保証について

(機関名：株式会社国際協力銀行（一般業務勘定）)

1. 政府保証の考え方

(1) 政府保証国内債

該当なし。

(2) 政府保証外債

「財政投融资を巡る課題と今後の在り方について」（平成26年6月）における「政府保証債に係る4類型の見直し」及び平成29年12月20日の財政投融资分科会補足説明資料1の「今後の運用」を踏まえると、当行は類型iiiに該当し、政府保証外債の発行は、(1) 外貨調達の実現性が認められること、(2) 償還が十分に確実であると見込まれること、(3) 起債する市場において、同等な信用力を有する他の債券の発行条件等を比較して、遜色のない条件で起債できること、という3つの審査基準に合致する場合に限って認められる。

(1) について、当行は、我が国企業等が実施する国際的事業展開、海外投資事業等における為替変動リスク回避、我が国企業等の国際プラント商談等における国際競争力確保への支援の観点から、外貨貸付を実施しており、政府保証外債の発行により調達した外貨資金を一切円転せず、すべて当該外貨貸付の原資として活用する。また、JBIC法に定める当行業務を効率的に実施していくためには、長期・安定的な外貨資金の貸付は効果的かつ不可欠な手段であり、そのための原資として外貨の調達が不可欠である。(2) について、当行はJBIC法第13条第1項第1号で規定する償還確実性の原則に基づき、一般業務勘定においては償還確実性の確保を出融資保証供与の要件としており、営業部門と審査・リスク管理部門によるチェック・アンド・バランス体制等によりこれを確保している。出融資保証の実施後も、不断のモニタリングに基づき所要の債権保全措置を講じており、こうした出融資保証の償還確実性の確保を通じて財務の健全性が確保される。(3) については、各市場の個別事情を勘案し、当行債券発行に先立ち同等な信用力を有する他の債券の発行条件等の存在を確認・比較して、遜色のない条件で起債できる環境にあることを確認する。

(3) 政府保証外貨借入金

米ドル以外の現地通貨建て資金の供給が期待されているインフラ事業等に対する現地通貨建て融資を行うに当たっては、社債発行等との比較において金額・期間の観点から柔軟な資金調達がしやすく、かつ機動的な対応が可能な外国通貨長期借入が補完的な外貨調達手段となり得る。JBIC法改正（「株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律」（平成28年5月公布））により、かかる外国通貨長期借入が可能となったところ、当該借入を円滑かつ低コストで行うためには、政府保証により日本政府の信用力に依拠した調達とする必要があるもの。

2. 必要とする金額の考え方

(1) 政府保証国内債

該当なし。

(2) 政府保証外債

近年の国際資本市場においては、多くの投資家は投資判断に際して、債券の利回りに加え、①明示的な政府保証の有無など「発行体／保証人の信用力の高さ」、②一般に発行規模が大きく、セカンダリー市場での売買も容易な「流動性の高さ」、及び③起債が継続的に行われる「継続性／発行頻度」を考慮している。

かかる状況下、上記②の流動性の観点を踏まえるに、投資家が投資対象として前向きに検討可能な個別債券の発行額は10～25億米ドル程度と考えられ、複数トランシェでの起債を同時に行い幅広い投資家に訴求したとしても、一度の起債で調達可能な金額は、5年以上の年限において20～30億米ドル程度と見込まれること、時期的制約により発行可能なタイミングが年間最大でも数回程度と見込まれること、及び財政投融资を通じた18,000億円規模の外貨資金需要がある中、上記のとおり政府保証外債の特性にも鑑み、8,610億円について5年以上の政府保証外債を要求するもの。

(3) 政府保証外貨借入金

外国通貨長期借入について、現地通貨建て融資の資金需要等に鑑み200億円の政府保証を要求するもの。なお、非居住者たる当行による現地通貨借入及び貸付については、現地法制上の制約等によっては認められない可能性がある他、期間や金額に上限が課される可能性がある点につき留意が必要。

財 投 機 関 債 に つ い て

(機関名：株式会社国際協力銀行（一般業務勘定）)

1. 令和5年度における財投機関債の発行内容

- (1) 令和5年度発行予定額は200億円。
- (2) 発行形態は、原則として普通社債（SB）型。

2. 要求の考え方

財投改革の趣旨を踏まえ、投資家、市場関係者との対話を通じた財投機関債の発行に努める一方で、様々な政策ニーズへの機動的かつ確実な対応及び安定的かつ円滑な業務運営を期すため、市場動向に左右される財投機関債と財政投融资とのバランスを考慮した上で、資金を調達する必要があると認識。

成長戦略等に盛り込まれた事項について

(機関名：株式会社国際協力銀行（一般業務勘定）)

「経済財政運営と改革の基本方針2022」、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」及び「デジタル田園都市国家構想基本方針」に盛り込まれた事項に関する要求内容

「経済財政運営と改革の基本方針2022」及び「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」等では、「新しい資本主義」の実現により、経済を立て直し、新たな成長軌道に乗せていくため、人への投資、科学技術・イノベーションへの投資、スタートアップへの投資、GX及びDXへの投資の4本柱に、投資を重点化することが謳われていること、また「『インフラシステム海外展開戦略2025』の追補」では、より幅広くリスクマネーを供給するための当行機能強化が謳われていることを踏まえ、当行も当該政府方針に対応した業務推進が求められる。

当行は、国際経済社会の持続可能な発展に向けた地球規模の課題への対処（脱炭素社会の実現に向けたエネルギー変革対応、社会的課題の解決）、産業・社会構造の変革下における我が国産業の国際競争力強化支援（サプライチェーンの強靱化・再構築、デジタル変革対応）、他国政府機関及び国際機関等との国際的な連携も意識しつつ、開放性・透明性・経済性・債務持続可能性に配慮した質の高いインフラ投資を推進するための戦略的取組推進も踏まえつつ、これに十分応えていくため、令和4年7月に創設されたグローバル投資強化ファシリティや、株式会社国際協力銀行法施行令の一部を改正する政令（令和4年6月28日閣議決定政令第241号）」に基づく先進国向け業務の拡充など、より幅広くリスクマネーを供給するための機能強化等を踏まえ、必要な支援を行っていく方針。これらの支援に必要な原資及び財務基盤を確保する観点から、一般業務勘定として産投出資1,200億円、財政融資資金借入金9,200億円、政府保証外債（5年以上）8,610億円を含む財政投融資を計19,210億円要求している。

【参考】

「経済財政運営と改革の基本方針2022」（抄）

第2章 新しい資本主義に向けた改革

1. 新しい資本主義に向けた重点投資分野

(1) 人への投資と分配

デジタル化や脱炭素化という大きな変革の波の中、人口減少に伴う労働力不足にも直面する我が国において、創造性を発揮して付加価値を生み出していく原動力は「人」である。自律的な経済成長の実現には、民間投資を喚起して生産性を向上することで収益・所得を大きく増やすだけでなく、「人への投資」を拡大することにより、次なる成長の機会を生み出すことが不可欠である。「人への投資」は、新しい資本主義に向けて計画的な重点投資を行う科学技術・イノベーション、スタートアップ、GX、DXに共通する基盤への中核的な投資であるとも言える。

(2) 科学技術・イノベーションへの投資

社会課題を経済成長のエンジンへと押し上げていくためには、科学技術・

イノベーションの力が不可欠である。特に、量子、AI、バイオものづくり、再生・細胞医療・遺伝子治療等のバイオテクノロジー・医療分野は我が国の国益に直結する科学技術分野である。このため、国が国家戦略を明示し、官民が連携して科学技術投資の抜本拡充を図り、科学技術立国を再興する。その上で、研究開発投資を増加する企業に対しては、インセンティブを付与していく。あわせて、総理に対する情報提供・助言のため、総理官邸に科学技術顧問を設置する。小型衛星コンステレーションの構築、ロケットの打上げ能力の強化、日本人の月面着陸等の月・火星探査等の宇宙分野、北極を含む海洋分野の取組の強化を図る。

(3) スタートアップ（新規創業）への投資

スタートアップは、経済成長の原動力であるイノベーションを生み出すとともに、環境問題や子育て問題などの社会課題の解決にも貢献しうる、新しい資本主義の担い手である。こうしたスタートアップが新たに生まれ、飛躍を遂げることができる環境を整備することにより、戦後の日本の創業期に次ぐ「第二創業期」の実現を目指す。このため、実行のための司令塔機能を明確化し、5年10倍増を視野にスタートアップ育成5か年計画を本年末に策定し、スタートアップ政策を大胆に展開する。

(4) グリーントランスフォーメーション（GX）への投資

脱炭素社会の実現に向けた官民連携の取組を一気に加速し、エネルギー安全保障の確保に万全を期しながら、国内投資を拡大しつつ新たな成長のフロンティアを開拓する。2050年カーボンニュートラル実現を見据え、官民連携の下、脱炭素に向けた経済・社会、産業構造変革への道筋の大枠を示したクリーンエネルギー戦略中間整理に基づき、年内にロードマップを取りまとめる。

2. 社会課題の解決に向けた取組

(1) 民間による社会的価値の創造

(社会的インパクト投資、共助社会づくり)

「成長と分配の好循環」による新しい資本主義の実現に向け、これまで官の領域とされてきた社会課題の解決に、民の力を大いに発揮してもらい、資本主義のバージョンアップを図る。寄附文化やベンチャー・フィランソロフィーの促進など社会的起業家の支援強化を図る。

(3) 多極化・地域活性化の推進

(中堅・中小企業の活力向上)

地域の経済やコミュニティを支える中堅・中小企業の生産性向上等を推進し、その活力を向上させ、経済の底上げにつなげていく。感染症に加え、デジタル、グリーン等の事業環境変化への対応を後押ししつつ、切れ目のない継続的な中小企業等の事業再構築や生産性向上の支援、円滑な事業承継やM&Aの支援、伴走支援を行う体制の整備等に取り組む。

これらの施策の活用によるサプライチェーン全体の付加価値の増大とその適切な分配を推進するため、「パートナーシップ構築宣言」の拡大に取り組むとともに、取引適正化を強力に推進する。あわせて、2023年10月のインボイス制度実施を見据えて標準化された電子インボイスの普及促進等を行うほか、中小企業のサイバーセキュリティ対策を支援する。

第3章 内外の環境変化への対応

1. 国際環境の変化への対応

(1) 外交・安全保障の強化

国際社会では、米中競争、国家間競争の時代に本格的に突入する中、ロシアがウクライナを侵略し、国際秩序の根幹を揺るがすとともに、インド太平洋地域においても、力による一方的な現状変更やその試みが生じており、安全保障環境は一層厳しさを増していることから、外交・安全保障双方の大幅な強化が求められている。こうした中、同志国の集まりであるG7の政策協調が密接に行われるようになってきているとともに、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた協力も一層重要になってきている。また、NATO諸国においては、国防予算を対GDP比2%以上とする基準を満たすという誓約へのコミットメントを果たすための努力を加速することと防衛力強化について改めて合意がなされた。

我が国は、次期G7議長国として、自由、民主主義、人権、法の支配といった普遍的価値に基づく国際秩序の維持・発展のための外交を積極的に展開する。ウクライナ侵略には経済制裁等により毅然と対応し、ウクライナ及び周辺国等への支援を強化する。「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、日米同盟を基軸としつつ、豪印、ASEAN、欧州、太平洋島しょ国等の国・地域との協力を深化させ、日米豪印の取組等も活用するとともに、TICAD8を通じアフリカとの連携を強化する。安保理改革を含む国連の強化、法の支配の確立、国際機関邦人職員の増強、国際裁判を含む国際法に基づく紛争解決、コロナ禍からの回復を含む地球規模課題への取組を推進し、人権問題、人間の安全保障、核を含む軍縮・不拡散等の課題に取り組む。

(2) 経済安全保障の強化

半導体、レアアースを含む重要鉱物、電池、医薬品等を始めとする重要な物資について、供給途絶リスクを将来も見据えて分析し、物資の特性に応じて、基金等の枠組みも含め、金融支援や助成などの必要な支援措置を整備することで、政府として安定供給を早急に確保する。基幹インフラの事前審査制度について、各省における事業者からの相談窓口の設置を含め円滑な施行に向けた取組を進める。シンクタンクを立ち上げるとともに、先端的な重要技術の育成を進めるプロジェクトを早急に強化し、速やかに5,000億円規模とすることを目指して、実用化に向けた強力な支援を行う。特許出願の非公開制度について、必要なシステム整備を含め円滑な施行に向けた取組を進める。

(3) エネルギー安全保障の強化（エネルギー安全保障）

ロシアによるウクライナ侵略を踏まえ、エネルギー安全保障の確保が諸外国でも改めて重要課題に浮上する中、エネルギーの安定的かつ安価な供給の確保を大前提に、脱炭素の取組を加速させるとともに、エネルギー自給率の向上を図る。そのため、徹底した省エネルギーを進めるとともに、再生可能エネルギー、原子力などエネルギー安全保障に寄与し、脱炭素効果の高い電源を最大限活用する。また、電力需給ひっ迫を踏まえ、供給力の確保、電力ネットワークやシステムの整備などを図るとともに、脱炭素のエネルギー源を安定的に活用するためのサプライチェーン維持・強化、安全最優先の原発再稼働、厳正かつ効率的な審査を含む実効性ある原子力規制や、道路整備等による避難経路の確保等を含む原子力防災体制の構築を進めていく。

化石燃料・資源のロシア依存度低減や供給途絶への対策のため、ロシア以外の調達先の多角化や、主要消費国と連携した生産国への増産働きかけ、使

用量低減対策を行う。また、石油備蓄放出の機動性向上やSS事業者の経営力強化、特にLNGについて国による調達関与の強化等を通じて、燃料供給体制を強化する。

また、レアメタル権益の確実な確保に向けた支援措置など安定供給体制の強化や、メタンハイドレート、海底熱水鉱床、レアアース泥等の国産海洋資源の確保に加え、金属鉱物資源等の安定確保に向けた資源循環の促進に取り組む。

(5) 対外経済連携の促進

(国際連携の強化)

技術開発やインフラ整備、技術標準、クレジット活用を通じて、AETI等を強化・具体化しつつ、アジア・ゼロエミッション共同体構想の実現を目指すなど、気候変動・エネルギー分野のリーダーシップをとる。プラスチック汚染対策では、我が国の技術を活用し、条約交渉及び「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」を主導する。グローバルヘルス戦略に基づき、官民資金の拡充を図りつつ、感染症に対する予防・備え・対応の強化など世界の保健課題の解決に貢献し、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の達成を目指すほか、WHOとの連携について協議する。また、薬剤耐性対策において市場インセンティブなどの薬剤耐性菌の治療薬を確保するための具体的な手法を包括的に検討した上で結論を出し、国際的な議論において主導的な役割を果たす。デジタル化、サプライチェーンの強靱化、質の高いインフラ、水循環、環境保全、女性等の分野でも取組を進める。上記の取組やスマートシティ等の案件形成支援、公的金融の機能強化を含め、「インフラシステム海外展開戦略 2025」に基づく施策を着実に進める。また、2025年大阪・関西万博、2027年国際園芸博覧会を始め、大規模国際大会等に向け着実な準備を進める。

「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」(抄)

Ⅲ. 新しい資本主義に向けた計画的な重点投資

1. 人への投資と分配

モノからコトへにも象徴されるように、DX、GXといった大きな変革の波の中であって創造性を発揮するためには、人の重要性が増しており、人への投資が不可欠となっている。また、これまで、ともすれば安価な労働力供給に依存してコストカットで生産性を高めてきた我が国も、労働力不足時代に入り、人への投資を通じた付加価値の向上が極めて重要となっている。

2. 科学技術・イノベーションへの重点的投資

コロナ禍でワクチンが切り札になったように、科学技術・イノベーションには、感染症・地球温暖化・少子高齢化等、世界が直面する様々な社会的課題を解決する力がある。

3. スタートアップの起業加速及びオープンイノベーションの推進

(1) スタートアップ育成5か年計画の策定

規模拡大を重視する視点から、新規創業を重視する視点への転換を図り、新たな付加価値の創造を行う。

4. GX(グリーン・トランスフォーメーション)及びDX(デジタル・トランスフォーメーション)への投資

(1) GXへの投資

①新たな政策イニシアティブ

iv) 新たな金融手法の活用

国による大規模かつ中期・戦略的な財政出動等と呼び水として、世界のESG資金を呼び込む。グリーン・ファイナンスの拡大に加え、トランジション・ファイナンスや、イノベーション・ファイナンス等の新たな金融手法を組み合わせる。

IV. 社会的課題を解決する経済社会システムの構築

4. インパクト投資の推進

社会的起業家への投資、官民ファンド等によるインパクト投資（経済的利益の獲得のみでなく社会的課題の解決を目指した投資）を推進する。

V. 経済社会の多極集中化

3. 企業の海外ビジネス投資の促進

コロナ後の世界経済において、日本の成長力強化及び経済安全保障の観点から、日本が技術的優位性を持つ分野での世界展開が重要である。事業運営・サービス等ソフト面を含め、日本企業は多くの分野で高い技術を有しているが、海外ビジネス特有のリスクやハードルを前に判断が保守的になる傾向があることから、政府として、中小企業による製品開発や販路開拓を含め、技術と意欲ある企業の海外ビジネス投資をサポートしていく。こうした取組は、国内親会社への配当を通じ資金の国内還流を増加させ、裾野の広い賃金引上げや研究開発投資増にもつながりうる。

具体的には、国内外において、関係省庁、政府機関、在外公館等を含め政府ワンチームで投資案件組成を初期段階からサポートする体制を整備する。情報提供や資金ファイナンス等を通じ、上流から下流までを支援するとともに、政府機関の共同出資機能の活用を促進する。また、脱炭素、デジタル等の分野で、より多くのビジネス機会につなげるため、日本がリードして国際機関、友好国政府、グローバル投資家等に働きかけ、協調案件の組成を目指す。

こうした施策の企画立案を行い関係省庁との調整を進めるため、内閣官房に海外ビジネス投資支援室（仮称）を設置する。

VI. 個別分野の取組

1. 国際環境の変化への対応

(1) 経済安全保障の強化

経済安全保障推進法に基づき、サプライチェーン強靱化及び官民技術協力を速やかに実施する。

具体的には、デジタル化やカーボンニュートラルの基盤ともなる半導体、レアアースを含む重要鉱物、電池のほか、医薬品等も含め、重要な物資の安定供給を早急に確保するため、サプライチェーン上の供給途絶リスクを将来も見据えて分析した上で、中長期的な支援措置を整備する。また、AI・量子・宇宙・海洋等の先端的な重要技術の実用化に向けたプロジェクトを強化し、速やかに5,000億円規模とすることを目指す。

(2) 対外経済連携の促進

日本は、これまでも、これからも、貿易・投資立国であり続ける。世界とつながり、世界と人、モノ、カネ、デジタルが自由に往来することで、日本

は成長していく。これからも、世界に開かれた国造りを進める。

我が国が提唱し、推進する「自由で開かれたインド太平洋」の考え方は、多くの国から支持を得ている。米国、豪州、インド、ASEAN、欧州等の国・地域とも連携し、日米豪印の取組等も活用しながら、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた取組を戦略的に推進する。

インド太平洋経済枠組み（IPEF：Indo-Pacific Economic Framework）では、サプライチェーン強靱化、脱炭素・クリーンエネルギー、デジタル経済等について、今後、参加国間で議論を進める。我が国としては、インド太平洋地域の持続可能で包摂的な経済成長を実現するため、米国及びASEAN諸国を含むパートナー国と連携して、できるものから早期に具体的な成果を出すことを目指す。

本年1月に発効したRCEP協定について、締約国による履行確保を進める。また、TPP11協定について、高いレベルを維持しつつ、英国の加入手続の議論を主導する。

我が国の先進技術を活用した質の高いインフラ整備を通じて、アジア太平洋地域の社会的課題の解決と持続的な経済成長への貢献を同時に達成する。

「デジタル田園都市国家構想基本方針」（抄）

第2章 デジタル田園都市国家構想の実現に向けた方向性

1. 取組方針

（1）デジタルの力を活用した地方の社会課題解決

①地方に仕事をつくる

（中長期的な取組の方向性）

【地方と海外を含めた他地域とのつながりの強化】

インターネット等を通じて地域と外国企業とが直接つながるなど、地方と海外を含めた他地域との新たな商流・人流を生み出すことにより、地域において新たなビジネスチャンスを生み出す。具体的には、海外展開を図る中小企業等に対する新商品開発・ブランディング支援や、関係機関の連携によるきめ細かなサポートを行うとともに、デジタルを活用した輸出支援ビジネスの育成などを通じ、中小企業等の海外展開が自律的に拡大する仕組みの構築に取り組む。

第3章 各分野の政策の推進

1. デジタル実装による地方の課題解決

（2）仕事づくりと稼ぐ地域の実現

①地域資源・産業を活かした地域の競争力強化

v 地域の魅力のブランド化と海外の力の取り込み

【具体的取組】

(g)中堅・中小企業の海外展開支援

・海外展開を図る中堅・中小企業に対して、JETROをはじめとする支援機関が連携し、「新輸出大国コンソーシアム」の下、事業計画策定、デジタルを活用したオンライン商談から成約まで、専門家によるきめ細かなサポートを実施する。

（5）豊かで魅力あふれる地域づくり

⑤地域のDX推進による地域課題の解決、地域の魅力向上

i 地域のDX推進による地域課題の解決

【具体的取組】

(b)スマートシティ海外展開の推進

- ・デジタル技術を活用して都市課題等を解決するスマートシティについて、ASEAN諸都市等を対象とした案件形成調査等により、官民連携して我が国のスマートシティの海外展開を推進することで、日本各地の企業が有する技術・ノウハウの積極的なプロモーションを行い、ビジネスチャンスの拡大を図る。

「インフラシステム海外展開戦略 2025」の追補（抄）

第2章 具体的施策の柱

1. ポストコロナを見据えたより良い回復の着実な実現

(1) 海外におけるサプライチェーン等リスクへの対応力強化

- ①（*）国際協力銀行（JBIC）は、新たに創設するファシリティを含む多様なファイナンスメニューを活用し、サプライチェーンの強靱化や、グリーン・デジタル分野等の先端技術及び新しいビジネスモデルの海外展開を通じた新たな市場創出を積極的に支援する。また、先進国におけるJBICの業務の対象業種を拡充するなど機能強化を図り、より幅広くリスクマネーを供給する。

財政投融资の要求に伴う政策評価（基本的事項）

（機関名：株式会社国際協力銀行（一般業務勘定））

1. 政策的必要性

- (1) JBIC法において、当行は、我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得の促進、我が国の産業の国際競争力の維持及び向上、地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業の促進、並びに国際金融秩序の混乱の防止又はその被害への対処に係るものといった、我が国の対外政策上重要な業務を行うことが明定されており、我が国の経済安全保障の観点から政策的必要性が高い。
- (2) 対外的な公共政策機能の遂行に関しては、①民間金融機関では対応困難な政治的・経済的リスクのある出融資等を行う際に、公的機関としてのステータスを活用し、一般に民間金融機関のみでは収集困難な情報を収集・分析することによって適切なリスクコントロールを実施していく必要がある場合があること、②アジア通貨危機及びリーマン・ショック、更には新型コロナウイルス感染症の世界的な蔓延に端を発した国際金融危機のように緊急的に、大量かつ長期の資金供給を迅速かつ機動的に実行する必要がある場合があること等から、公的関与が必要不可欠である。また、当行は安定的かつ安価な資源・エネルギー確保、インフラ分野における我が国企業の海外展開及び海外の成長の取込みに向けた我が国企業の海外進出などの支援において、公的機関としてのステータスを背景とし、受入国政府や国際機関等との協議を通じた関係強化によって、当該国における法制度等の変更リスク、プロジェクトの接收等のリスクを緩和するといった民間金融機関では果し得ない役割を担うことが求められている。
- (3) なお、諸外国においても、政府の関与の下、類似の事業が行われている。

2. 民業補完性

当行は、日本政府の対外経済政策の適切な実施を担う政策金融機関として、これまで培ったネットワーク及び知見を活かし、国際機関や国内外の金融機関とも連携しつつ、海外に特化した事業展開を行ってきている。

また、JBIC法第1条において、当行の業務の目的は、「一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、（中略）もって我が国及び国際経済社会の健全な発展に寄与すること」とされていることを踏まえ、当行の業務は政策意義が高く、民間金融機関のみでは量的・質的制約から十分な対応が困難な場合に限定されている。

さらに、当行業務は、民間資金の動員・活用を積極的に図るべく、民間金融機関と共に融資することを原則としており、要望に応じ、民間金融機関に対する融資・保証供与や民間金融機関による優先的な資金回収等を行うほか、同法に明定された保証機能等を活用しつつ、民間資金の動員・活用を積極的に図っている。

令和4年7月に創設されたグローバル投資強化ファシリティにおいても、これらの民業補完の徹底に向けた取り組みを継続している。

3. 有効性

効果的かつ効率的に業務を行うことができるよう中期経営計画及び中期経営計画

に基づく事業運営計画を定め、その達成状況について、社外取締役及び外部委員により構成される経営諮問・評価委員会による評価を受けることによって、中期目標と年度目標の評価を行う体制を整備している。

4. その他

営業部門と審査・リスク管理部門によるチェック・アンド・バランス体制等により、償還確実性を確保するとともに、貸付等の実施後も、不断のリスク管理に基づき所要の債権保全措置を講じている。

3 年度決算に対する評価

(機関名：株式会社国際協力銀行（一般業務勘定）)

1. 決算についての総合的な評価

(1) 概況

令和3年度の当期純利益は、146億円となった。国庫納付については、JBIC法第31条及びJBIC法施行令第6条等に基づき、73億円を納付済。

(2) 残高状況

- ① 令和3年度末の貸出金残高は、外貨貸付金の増加等により、前年度末比11,979億円増の147,231億円となった。
- ② 令和3年度末の財政融資資金借入金残高は、新規借入額115億円に対し、償還額1,918億円となり、前年度末比1,803億円減の18,634億円となった。外国為替資金借入金残高は、新規借入額12,992億円に対し、償還額7,345億円となり、前年度末比10,832億円増の56,866億円となった。
- ③ 令和3年度末の社債残高は、新規発行額6,412億円に対し、償還額5,020億円となり、前年度末比6,700億円増の56,350億円となった。

2. 決算の状況

(1) 資産・負債・資本の状況

令和3年度末の資産の部残高は、貸出金の増加等により、前年度末15,377億円増の181,037億円となった。また、負債の部残高は、借入金や社債の増加等により、前年度末比16,944億円増の155,201億円となった。純資産の部残高は、前年度末比1,567億円減の25,836億円となった。

(2) 費用・収益の状況

令和3年度の損益状況については、3,095億円の経常収益、2,949億円の経常費用等を計上した結果、当期純利益は146億円となった。

令和4年8月31日

令和5年度の財政投融资計画要求書

(機関名：株式会社国際協力銀行（特別業務勘定）)

1. 令和5年度の財政投融资計画要求額

(単位：億円、%)

区 分	令和5年度 要 求 額	令和4年度 計 画 額	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	610	610	—	0.0
(2)産業投資	200	100	100	100.0
うち 出 資	200	100	100	100.0
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	200	200	—	0.0
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	200	200	—	0.0
合 計	1,010	910	100	11.0

2. 財政投融资計画残高

(単位：億円、%)

区 分	令和5年度末 残高(見込)	令和4年度末 残高(見込)	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	1,262	652	610	93.6
(2)産業投資	1,933	1,733	200	11.5
うち 出 資	1,933	1,733	200	11.5
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	400	200	200	100.0
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	400	200	200	100.0
合 計	3,595	2,585	1,010	39.1

3. 事業計画及び資金計画

事業計画

(単位：億円)

区 分		令和5年度 要 求 額	令和4年度 計 画 額	増 減
事業計画の合計額		1,500	1,000	500
(内訳)	輸出	430	380	50
	プラント	430	380	50
	船舶	—	—	—
	輸入・投資	750	550	200
	資源開発	100	50	50
	一般投資	650	500	150
	事業開発等	70	20	50
	出資	250	50	200

資金計画

(単位：億円)

区 分		令和5年度 要 求 額	令和4年度 計 画 額	増 減
事業計画実施に必要な資金の合計額		1,500	1,000	500
(財源)	財政投融资	1,010	910	100
	財政融資	610	610	—
	産業投資	200	100	100
	政府保証	200	200	—
	自己資金等	490	90	400
	貸付回収金	93	64	29
	その他	397	26	371

財政投融资を要求するに当たっての基本的考え方

(機関名：株式会社国際協力銀行（特別業務勘定）)

<官民の役割分担・リスク分担>

1. 政策目的の実現に必要な範囲内で、金融・資本市場に関与するに際し、官民の適切な役割分担がなされているか。

(1) JBIC法において、当行は、我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得の促進、我が国の産業の国際競争力の維持及び向上、地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業の促進、並びに国際金融秩序の混乱の防止又はその被害への対処に係るものといった、我が国の対外政策上重要な業務を行うことが明定されており、我が国の経済安全保障の観点から政策的必要性が高い。

(2) 特別業務は、「質の高いインフラパートナーシップ」(平成27年5月公表)等の政府の施策を踏まえ、我が国の民間企業等に蓄積された優れた技術、知識及び経験を活用しつつ、新興国をはじめとした世界全体の膨大な社会資本整備に係る投資需要に十分応えていくため、JBIC法を改正(「株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律」(平成28年5月公布))し追加された。

(3) 当行は、公的機関としてのステイタスを活用し、一般に民間金融機関のみでは収集困難な情報を収集・分析することによって適切なリスクコントロールを実施し、民間だけでは担えないリスクを負担するとともに、受入国政府や国際機関等との協議を通じた関係強化によって、当該国における法制度の変更リスク、プロジェクトの接収リスク等のリスクの緩和を求めるといった民間金融機関では果しえない役割も担うことが求められている上、インフラ分野における我が国企業の海外展開などの支援に際し、更なるリスクテイクを行いつつ、長期資金、外貨資金、リスクマネーといった民間金融機関では量的・質的に十分に賄えない資金の供給が求められている。

2. 官民が適切にリスク分担し、民間企業のモラルハザードを防止しつつ、適度な支援を行っているか。

JBIC法第1条において、当行の業務の目的は、「一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、(中略)もって我が国及び国際経済社会の健全な発展に寄与すること」とされていることを踏まえ、当行業務は、政策意義が高く、民間金融機関のみでは量的・質的制約から十分な対応が困難な場合に限定されている。また、「特別業務指針(平成28年財務省告示第285号)」において、「一般の金融機関が行う金融の補完に徹するよう留意することとし、民間からの資金の動員を図ることとする」と規定されていることを踏まえ、信用補完その他の措置を通じ、民間資金の動員を図っていく。

<対象事業の重点化・効率化>

3. 「民間にできることは民間に委ねる」という民業補完性を確保する観点から、対象事業の重点化や効率化をどのように図っているか。

(1) 特別業務の対象事業は、重要な資源の海外における開発及び取得の促進、我が

国の産業の国際競争力の維持及び向上、地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業の促進、並びに国際金融秩序の混乱の防止又はその被害への対処に係るもののうち、現状は海外における社会資本の整備に関する事業に限定している。

(2) 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（令和4年6月7日閣議決定）」等を踏まえ、国内外の経済状況及び我が国企業の事業環境に応じた果敢な対応を適時適切に行い、また「『インフラシステム海外展開戦略2025』の追補（令和4年6月3日経協インフラ戦略会議決定）」を踏まえ、より幅広いリスクマネーを供給するための事業規模を出融資計画に反映している。

<財投計画の運用状況等の反映>

4. 財投編成におけるPDCAサイクルを強化する観点から、財投計画の運用状況を財政投融資の要求内容にどのように反映しているか。

令和3年度の当行特別業務勘定における財政投融資は910億円（うち財政融資資金610億円）を予定していたが、事業主（外国政府含む）の手続きの遅延等により出融資が減少したことにより、財政投融資810億円の運用残を計上した。

令和5年度の事業規模については、特別業務勘定では社会資本の整備に関する事業に係る更なるリスクテイクを行っており、「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」の推進を織り込む「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」・「経済財政運営と改革の基本方針2022」・「第6次エネルギー基本計画」・「インフラシステム海外展開戦略2025（令和4年6月追補版）」・「統合イノベーション戦略2022」等の政府方針及びより幅広くリスクマネーを供給するための当行機能強化の実施等を踏まえ、民間資金を含む多様な資金を動員することも勘案し、1,500億円（そのほか保証206億円を計画）としている。

令和5年度の財政投融資の規模については、かかる事業規模に対して、自助努力による資金調達として円貨余裕金の一部を活用することを想定し、1,010億円（令和4年度当初計画比100億円増）を財政投融資として要求する。このうち、産業投資は、特別業務勘定の創設のためのJBIC法改正時、衆参両院の附帯決議において、政府に対して、特別業務勘定において十分な資本が機動的に確保されるよう、必要な財政上の措置を講ずるよう述べられていること、また各種機能強化を踏まえ、特別業務勘定におけるリスクバッファとして十分な自己資本を中長期に亘り計画的に確保するため、200億円（同100億円増）を要求する。

（参考：過去3カ年の財政投融資の運用残額）

	元年度	2年度	3年度
運用残額	1,093億円	768億円	810億円
運用残率	72.1%	84.4%	89.0%

<その他>

5. 上記以外の特記事項

特になし。

（注）「運用残率」は、改定後現額（改定後計画＋前年度繰越）に対する運用残額の割合（％）。

産 業 投 資 に つ い て

(機関名：株式会社国際協力銀行（特別業務勘定）)

(事業名：特別業務勘定)

1. 産投事業の内容

(1) 具体的な事業内容

海外での社会資本の整備に関する事業において、我が国企業の事業展開を一層後押しする観点から、更なるリスクテイクを通じ、出融資保証業務を実施していく。また、「『インフラシステム海外展開戦略2025』の追補（令和4年6月3日経協インフラ戦略会議決定）」を踏まえ、当行の機能強化を図り、より幅広いリスクマネー供給に取り組む必要がある。

かかる取組は、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（令和4年6月7日閣議決定）」等の各種政府施策にも沿っており、各種政府施策の実現に貢献。

(2) 必要とする金額の考え方

特別業務を通じたリスクマネー供給強化に対するニーズは高く、特別業務勘定の創設のためのJBIC法改正時、衆参両院の附帯決議において、政府に対して、特別業務勘定において十分な資本が機動的に確保されるよう、必要な財政上の措置を講ずるよう述べられていること、また各種機能強化を踏まえ、特別業務勘定におけるリスクバッファとして十分な自己資本を中長期に亘り計画的に確保するため、令和5年度においては200億円の産投出資を要求する。

(3) 見込まれる収益

「特別業務指針（平成28年財務省告示第285号）」の二（3）②及び同（5）に基づき、公的機関としてのステイタスの活用等を通じたリスクコントロールにより長期収益性の確保を目指すものであり、当該業務勘定全体での収益実現を見込む。

(4) 民間資金の動員の蓋然性

特別業務については、特別業務指針において、「一般の金融機関が行う金融の補完に徹するよう留意することとし、民間からの資金の動員を図ることとする」と規定されていることを踏まえ、信用補完その他の措置を通じ、民間資金の動員を図っていく。

2. リスク管理体制

個別与信決定においては、与信担当部門（営業部門）及び審査・リスク管理部門により、与信先の信用力、与信対象取引の確実性、与信対象プロジェクトの実

行可能性等に関する情報の収集・分析が行われる。両部門が相互に牽制関係を維持しながら与信の適否に関する検討を行い、最終的にはマネジメントによる与信決定の判断がなされる体制をとっている。

残高管理においては、金融機関として適切なリスク管理を行うことの重要性を認識し、リスクの種類に応じたリスク管理及び統合的なリスク管理を行うための組織体制を構築している。信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスク等の各種リスクの管理に関する責任者及びリスク管理を統括する部署を置くと共に、リスク管理を有効に機能させるための審議・検討等を行うため、統合リスク管理委員会及びALM委員会を設置している。

特別業務においては、上記体制を基本としつつ、特別業務の対象事業の性質を踏まえ、社外の有識者及び社外取締役で構成されるリスク・アドバイザー委員会において特別業務勘定に係るリスク管理態勢について助言を受けながら、適切にリスク管理を行っている。

政 府 保 証 に つ い て

(機関名：株式会社国際協力銀行（特別業務勘定）)

1. 政府保証の考え方

(1) 政府保証国内債

該当なし。

(2) 政府保証外債

該当なし。

(3) 政府保証外貨借入金

特別業務では、米ドル以外の現地通貨建て資金の供給が期待されている海外インフラ事業を対象としており、当行が現地通貨建て融資を行うに当たっては、社債発行等との比較において、金額・期間の観点から柔軟な資金調達がしやすく、かつ機動的な対応が可能な外国通貨長期借入が補完的な外貨調達手段となり得る。JBIC法改正（「株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律」（平成28年5月公布））により、かかる外国通貨長期借入が可能となったところ、当該借入を円滑かつ低コストで行うためには、政府保証により日本政府の信用力に依拠した調達とする必要があるもの。

2. 必要とする金額の考え方

(1) 政府保証国内債

該当なし。

(2) 政府保証外債

該当なし。

(3) 政府保証外貨借入金

外国通貨長期借入について、現地通貨建て融資の資金需要等に鑑み200億円の政府保証を要求するもの。なお、非居住者たる当行による現地通貨借入及び貸付については、現地法制上の制約等によっては、認められない可能性がある他、期間や金額に上限が課される可能性がある点につき留意が必要。

成長戦略等に盛り込まれた事項について

(機関名：株式会社国際協力銀行（特別業務勘定）)

「経済財政運営と改革の基本方針2022」、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」及び「デジタル田園都市国家構想基本方針」に盛り込まれた事項に関する要求内容

「経済財政運営と改革の基本方針2022」及び「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」等では、「新しい資本主義」の実現により、経済を立て直し、新たな成長軌道に乗せていくため、人への投資、科学技術・イノベーションへの投資、スタートアップへの投資、GX及びDXへの投資の4本柱に、投資を重点化することが謳われていること、また「インフラシステム海外展開戦略2025」の追補では、より幅広くリスクマネーを供給するための当行機能強化が謳われていることを踏まえ、当行は、これに十分応えていくため、特別業務も活用しながら必要な支援を行っていく方針。これらの支援に必要な原資の確保に加え、特別業務勘定におけるリスクバッファとして十分な自己資本を中長期に亘り計画的に確保するべく、特別業務勘定として財政融資資金610億円、産投出資200億円、政府保証外貨借入金200億円からなる財政投融資を計1,010億円要求している。

【参考】

「経済財政運営と改革の基本方針2022」（抄）

第2章 新しい資本主義に向けた改革

1. 新しい資本主義に向けた重点投資分野

(1) 人への投資と分配

デジタル化や脱炭素化という大きな変革の波の中、人口減少に伴う労働力不足にも直面する我が国において、創造性を発揮して付加価値を生み出していく原動力は「人」である。自律的な経済成長の実現には、民間投資を喚起して生産性を向上することで収益・所得を大きく増やすだけでなく、「人への投資」を拡大することにより、次なる成長の機会を生み出すことが不可欠である。「人への投資」は、新しい資本主義に向けて計画的な重点投資を行う科学技術・イノベーション、スタートアップ、GX、DXに共通する基盤への中核的な投資であるとも言える。

(2) 科学技術・イノベーションへの投資

社会課題を経済成長のエンジンへと押し上げていくためには、科学技術・イノベーションの力が不可欠である。特に、量子、AI、バイオものづくり、再生・細胞医療・遺伝子治療等のバイオテクノロジー・医療分野は我が国の国益に直結する科学技術分野である。このため、国が国家戦略を明示し、官民が連携して科学技術投資の抜本拡充を図り、科学技術立国を再興する。その上で、研究開発投資を増加する企業に対しては、インセンティブを付与していく。あわせて、総理に対する情報提供・助言のため、総理官邸に科学技術顧問を設置する。小型衛星コンステレーションの構築、ロケットの打上げ能力の強化、日本人の月面着陸等の月・火星探査等の宇宙分野、北極を含む海洋分野の取組の強化を図る。

(3) スタートアップ（新規創業）への投資

スタートアップは、経済成長の原動力であるイノベーションを生み出すとともに、環境問題や子育て問題などの社会課題の解決にも貢献しうる、新しい資本主義の担い手である。こうしたスタートアップが新たに生まれ、飛躍を遂げることができる環境を整備することにより、戦後の日本の創業期に次ぐ「第二創業期」の実現を目指す。このため、実行のための司令塔機能を明確化し、5年10倍増を視野にスタートアップ育成5か年計画を本年末に策定し、スタートアップ政策を大胆に展開する。

(4) グリーントランスフォーメーション（GX）への投資

脱炭素社会の実現に向けた官民連携の取組を一気に加速し、エネルギー安全保障の確保に万全を期しながら、国内投資を拡大しつつ新たな成長のフロンティアを開拓する。2050年カーボンニュートラル実現を見据え、官民連携の下、脱炭素に向けた経済・社会、産業構造変革への道筋の大枠を示したクリーンエネルギー戦略中間整理に基づき、年内にロードマップを取りまとめる。

2. 社会課題の解決に向けた取組

(1) 民間による社会的価値の創造

（社会的インパクト投資、共助社会づくり）

「成長と分配の好循環」による新しい資本主義の実現に向け、これまで官の領域とされてきた社会課題の解決に、民の力を大いに発揮してもらい、資本主義のバージョンアップを図る。寄附文化やベンチャー・フィランソロフィーの促進など社会的起業家の支援強化を図る。

(3) 多極化・地域活性化の推進

（中堅・中小企業の活力向上）

地域の経済やコミュニティを支える中堅・中小企業の生産性向上等を推進し、その活力を向上させ、経済の底上げにつなげていく。感染症に加え、デジタル、グリーン等の事業環境変化への対応を後押ししつつ、切れ目のない継続的な中小企業等の事業再構築や生産性向上の支援、円滑な事業承継やM&Aの支援、伴走支援を行う体制の整備等に取り組む。

これらの施策の活用によるサプライチェーン全体の付加価値の増大とその適切な分配を推進するため、「パートナーシップ構築宣言」の拡大に取り組むとともに、取引適正化を強力に推進する。あわせて、2023年10月のインボイス制度実施を見据えて標準化された電子インボイスの普及促進等を行うほか、中小企業のサイバーセキュリティ対策を支援する。

第3章 内外の環境変化への対応

1. 国際環境の変化への対応

(1) 外交・安全保障の強化

国際社会では、米中競争、国家間競争の時代に本格的に突入する中、ロシアがウクライナを侵略し、国際秩序の根幹を揺るがすとともに、インド太平洋地域においても、力による一方的な現状変更やその試みが生じており、安全保障環境は一層厳しさを増していることから、外交・安全保障双方の大幅な強化が求められている。こうした中、同志国の集まりであるG7の政策協調が密接に行われるようになってきているとともに、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた協力も一層重要になってきている。また、NAT

○諸国においては、国防予算を対GDP比2%以上とする基準を満たすという誓約へのコミットメントを果たすための努力を加速することと防衛力強化について改めて合意がなされた。

我が国は、次期G7議長国として、自由、民主主義、人権、法の支配といった普遍的価値に基づく国際秩序の維持・発展のための外交を積極的に展開する。ウクライナ侵略には経済制裁等により毅然と対応し、ウクライナ及び周辺国等への支援を強化する。「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、日米同盟を基軸としつつ、豪印、ASEAN、欧州、太平洋島しょ国等の国・地域との協力を深化させ、日米豪印の取組等も活用するとともに、TICAD8を通じアフリカとの連携を強化する。安保理改革を含む国連の強化、法の支配の確立、国際機関邦人職員の増強、国際裁判を含む国際法に基づく紛争解決、コロナ禍からの回復を含む地球規模課題への取組を推進し、人権問題、人間の安全保障、核を含む軍縮・不拡散等の課題に取り組む。

（２）経済安全保障の強化

半導体、レアアースを含む重要鉱物、電池、医薬品等を始めとする重要な物資について、供給途絶リスクを将来も見据えて分析し、物資の特性に応じて、基金等の枠組みも含め、金融支援や助成などの必要な支援措置を整備することで、政府として安定供給を早急に確保する。基幹インフラの事前審査制度について、各省における事業者からの相談窓口の設置を含め円滑な施行に向けた取組を進める。シンクタンクを立ち上げるとともに、先端的な重要技術の育成を進めるプロジェクトを早急に強化し、速やかに5,000億円規模とすることを目指して、実用化に向けた強力な支援を行う。特許出願の非公開制度について、必要なシステム整備を含め円滑な施行に向けた取組を進める。

（３）エネルギー安全保障の強化（エネルギー安全保障）

ロシアによるウクライナ侵略を踏まえ、エネルギー安全保障の確保が諸外国でも改めて重要課題に浮上する中、エネルギーの安定的かつ安価な供給の確保を大前提に、脱炭素の取組を加速させるとともに、エネルギー自給率の向上を図る。そのため、徹底した省エネルギーを進めるとともに、再生可能エネルギー、原子力などエネルギー安全保障に寄与し、脱炭素効果の高い電源を最大限活用する。また、電力需給ひっ迫を踏まえ、供給力の確保、電力ネットワークやシステムの整備などを図るとともに、脱炭素のエネルギー源を安定的に活用するためのサプライチェーン維持・強化、安全最優先の原発再稼働、厳正かつ効率的な審査を含む実効性ある原子力規制や、道路整備等による避難経路の確保等を含む原子力防災体制の構築を進めていく。

化石燃料・資源のロシア依存度低減や供給途絶への対策のため、ロシア以外の調達先の多角化や、主要消費国と連携した生産国への増産働きかけ、使用量低減対策を行う。また、石油備蓄放出の機動性向上やSS事業者の経営力強化、特にLNGについて国による調達関与の強化等を通じて、燃料供給体制を強化する。

また、レアメタル権益の確実な確保に向けた支援措置など安定供給体制の強化や、メタンハイドレート、海底熱水鉱床、レアアース泥等の国産海洋資源の確保に加え、金属鉱物資源等の安定確保に向けた資源循環の促進に取り組む。

(5) 対外経済連携の促進

(国際連携の強化)

技術開発やインフラ整備、技術標準、クレジット活用を通じて、AETI等を強化・具体化しつつ、アジア・ゼロエミッション共同体構想の実現を目指すなど、気候変動・エネルギー分野のリーダーシップをとる。プラスチック汚染対策では、我が国の技術を活用し、条約交渉及び「大阪ブルー・オシャン・ビジョン」を主導する。グローバルヘルス戦略に基づき、官民資金の拡充を図りつつ、感染症に対する予防・備え・対応の強化など世界の保健課題の解決に貢献し、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の達成を目指すほか、WHOとの連携について協議する。また、薬剤耐性対策において市場インセンティブなどの薬剤耐性菌の治療薬を確保するための具体的な手法を包括的に検討した上で結論を出し、国際的な議論において主導的な役割を果たす。デジタル化、サプライチェーンの強靱化、質の高いインフラ、水循環、環境保全、女性等の分野でも取組を進める。上記の取組やスマートシティ等の案件形成支援、公的金融の機能強化を含め、「インフラシステム海外展開戦略 2025」に基づく施策を着実に進める。また、2025年大阪・関西万博、2027年国際園芸博覧会を始め、大規模国際大会等に向け着実な準備を進める。

「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」(抄)

Ⅲ. 新しい資本主義に向けた計画的な重点投資

1. 人への投資と分配

モノからコトへにも象徴されるように、DX、GXといった大きな変革の波の中にあって創造性を発揮するためには、人の重要性が増しており、人への投資が不可欠となっている。また、これまで、ともすれば安価な労働力供給に依存してコストカットで生産性を高めてきた我が国も、労働力不足時代に入り、人への投資を通じた付加価値の向上が極めて重要となっている。

2. 科学技術・イノベーションへの重点的投資

コロナ禍でワクチンが切り札になったように、科学技術・イノベーションには、感染症・地球温暖化・少子高齢化等、世界が直面する様々な社会的課題を解決する力がある。

3. スタートアップの起業加速及びオープンイノベーションの推進

(1) スタートアップ育成5か年計画の策定

規模拡大を重視する視点から、新規創業を重視する視点への転換を図り、新たな付加価値の創造を行う。

4. GX（グリーン・トランスフォーメーション）及びDX（デジタル・トランスフォーメーション）への投資

(1) GXへの投資

① 新たな政策イニシアティブ

iv) 新たな金融手法の活用

国による大規模かつ中期・戦略的な財政出動等と呼び水として、世界のESG資金と呼び込む。グリーン・ファイナンスの拡大に加え、トランジション・ファイナンスや、イノベーション・ファイナンス等の新たな金融手法を組み合わせる。

IV. 社会的課題を解決する経済社会システムの構築

4. インパクト投資の推進

社会的起業家への投資、官民ファンド等によるインパクト投資（経済的利益の獲得のみでなく社会的課題の解決を目指した投資）を推進する。

V. 経済社会の多極集中化

3. 企業の海外ビジネス投資の促進

コロナ後の世界経済において、日本の成長力強化及び経済安全保障の観点から、日本が技術的優位性を持つ分野での世界展開が重要である。事業運営・サービス等ソフト面を含め、日本企業は多くの分野で高い技術を有しているが、海外ビジネス特有のリスクやハードルを前に判断が保守的になる傾向があることから、政府として、中小企業による製品開発や販路開拓を含め、技術と意欲ある企業の海外ビジネス投資をサポートしていく。こうした取組は、国内親会社への配当を通じ資金の国内還流を増加させ、裾野の広い賃金引上げや研究開発投資増にもつながりうる。

具体的には、国内外において、関係省庁、政府機関、在外公館等を含め政府ワンチームで投資案件組成を初期段階からサポートする体制を整備する。情報提供や資金ファイナンス等を通じ、上流から下流までを支援するとともに、政府機関の共同出資機能の活用を促進する。また、脱炭素、デジタル等の分野で、より多くのビジネス機会につなげるため、日本がリードして国際機関、友好国政府、グローバル投資家等に働きかけ、協調案件の組成を目指す。

こうした施策の企画立案を行い関係省庁との調整を進めるため、内閣官房に海外ビジネス投資支援室（仮称）を設置する。

VI. 個別分野の取組

1. 国際環境の変化への対応

（1）経済安全保障の強化

経済安全保障推進法に基づき、サプライチェーン強靱化及び官民技術協力を速やかに実施する。

具体的には、デジタル化やカーボンニュートラルの基盤ともなる半導体、レアアースを含む重要鉱物、電池のほか、医薬品等も含め、重要な物資の安定供給を早急に確保するため、サプライチェーン上の供給途絶リスクを将来も見据えて分析した上で、中長期的な支援措置を整備する。また、AI・量子・宇宙・海洋等の先端的な重要技術の実用化に向けたプロジェクトを強化し、速やかに5,000億円規模とすることを目指す。

（2）対外経済連携の促進

日本は、これまでも、これからも、貿易・投資立国であり続ける。世界とつながり、世界と人、モノ、カネ、デジタルが自由に往来することで、日本は成長していく。これからも、世界に開かれた国造りを進める。

我が国が提唱し、推進する「自由で開かれたインド太平洋」の考え方は、多くの国から支持を得ている。米国、豪州、インド、ASEAN、欧州等の国・地域とも連携し、日米豪印の取組等も活用しながら、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた取組を戦略的に推進する。

インド太平洋経済枠組み（IPEF：Indo-Pacific Economic Framework）では、サプライチェーン強靱化、脱炭素・クリーンエネルギー、デジタル経済等について、今後、参加国間で議論を進める。我が国としては、インド太平洋地域の持続可能で包摂的な経済成長を実現するため、米国及びASEAN

N諸国を含むパートナー国と連携して、できるものから早期に具体的な成果を出すことを目指す。

本年1月に発効したRCEP協定について、締約国による履行確保を進める。また、TPP11協定について、高いレベルを維持しつつ、英国の加入手続の議論を主導する。

我が国の先進技術を活用した質の高いインフラ整備を通じて、アジア太平洋地域の社会的課題の解決と持続的な経済成長への貢献を同時に達成する。

「デジタル田園都市国家構想基本方針」(抄)

第2章 デジタル田園都市国家構想の実現に向けた方向性

1. 取組方針

(1) デジタルの力を活用した地方の社会課題解決

①地方に仕事をつくる

(中長期的な取組の方向性)

【地方と海外を含めた他地域とのつながりの強化】

インターネット等を通じて地域と外国企業とが直接つながるなど、地方と海外を含めた他地域との新たな商流・人流を生み出すことにより、地域において新たなビジネスチャンスを生み出す。具体的には、海外展開を図る中小企業等に対する新商品開発・ブランディング支援や、関係機関の連携によるきめ細かなサポートを行うとともに、デジタルを活用した輸出支援ビジネスの育成などを通じ、中小企業等の海外展開が自律的に拡大する仕組みの構築に取り組む。

第3章 各分野の政策の推進

1. デジタル実装による地方の課題解決

(2) 仕事づくりと稼ぐ地域の実現

①地域資源・産業を活かした地域の競争力強化

v 地域の魅力のブランド化と海外の力の取り込み

【具体的取組】

(g)中堅・中小企業の海外展開支援

・海外展開を図る中堅・中小企業に対して、JETROをはじめとする支援機関が連携し、「新輸出大国コンソーシアム」の下、事業計画策定、デジタルを活用したオンライン商談から成約まで、専門家によるきめ細かなサポートを実施する。

(5) 豊かで魅力あふれる地域づくり

⑤地域のDX推進による地域課題の解決、地域の魅力向上

i 地域のDX推進による地域課題の解決

【具体的取組】

(b)スマートシティ海外展開の推進

・デジタル技術を活用して都市課題等を解決するスマートシティについて、ASEAN諸都市等を対象とした案件形成調査等により、官民連携して我が国のスマートシティの海外展開を推進することで、日本各地の企業が有する技術・ノウハウの積極的なプロモーションを行い、ビジネスチャンスの拡大を図る。

「インフラシステム海外展開戦略 2025」の追補(抄)

第2章 具体的施策の柱

1. ポストコロナを見据えたより良い回復の着実な実現

(1) 海外におけるサプライチェーン等リスクへの対応力強化

- ① (*) 国際協力銀行 (JBIC) は、新たに創設するファシリティを含む多様なファイナンスメニューを活用し、サプライチェーンの強靱化や、グリーン・デジタル分野等の先端技術及び新しいビジネスモデルの海外展開を通じた新たな市場創出を積極的に支援する。また、先進国における JBIC の業務の対象業種を拡充するなど機能強化を図り、より幅広くリスクマネーを供給する。

財政投融资の要求に伴う政策評価（基本的事項）

（機関名：株式会社国際協力銀行（特別業務勘定））

1. 政策的必要性

世界のインフラ需要に日本の官民の力を総動員して対応し、我が国のインフラ開発の特長であるライフサイクルコストの抑制や環境・防災等への配慮、現地人材の育成等につながる「質の高いインフラ投資」を現地の官民とも協力して実現していくといった政策目的達成のためには、公的資金に加え、民間部門の資金・ノウハウの動員により、「質・量」の双方を追求する必要がある。

具体的には、当行が公的機関としてのステイタスを活用し、①民間では取得困難な情報の収集・分析や、②受入国政府との関係強化や国際機関等との連携による法律制度変更・接收リスクの緩和等、民間のみでは対応困難なリスクコントロール策を実施することで、現在の特別業務の対象であるインフラ分野における我が国企業の海外展開を促進することが期待されていることに加え、当行の機能強化を踏まえ、より幅広くリスクマネーを供給する必要がある。また、当行が中心となって長期・外貨建のリスクマネーを供給することで、民間金融機関参画の呼び水となり、更なる民間資金の動員が可能となる。

2. 民業補完性

特別業務を含む当行業務は、政策意義が高く、民間金融機関のみでは量的・質的制約から十分な対応が困難な場合に限定されている。また、「特別業務指針（平成28年財務省告示第285号）」において、「一般の金融機関が行う金融の補完に徹するよう留意することとし、民間からの資金の動員を図ることとする」と規定されており、民業補完に徹していく方針に変わりはない。また、世界のインフラ投資需要に「質・量」の双方の観点から応えていくため、特別業務についても、民間部門の資金・ノウハウの動員を図っていく。

3. 有効性

効果的かつ効率的に業務を行うことができるよう中期経営計画及び中期経営計画に基づく事業運営計画を定め、その達成状況について、社外取締役及び外部委員により構成される経営諮問・評価委員会による評価を受けることによって、中期目標と年度目標の評価を行う体制を整備している。

4. その他

「特別業務指針（平成28年財務省告示第285号）」に基づき、公的機関としてのステイタスの活用等を通じたリスクコントロールが可能な案件を対象とし、長期収益性の確保を目指すものであり、当該業務勘定全体での収益可能性を見込む。

3 年度決算に対する評価

(機関名：株式会社国際協力銀行（特別業務勘定）)

1. 決算についての総合的な評価

(1) 概況

令和3年度は1億円の当期純利益となった。同年度より、剰余金の額が零を上回ったことから、JBIC法第31条及びJBIC法施行令第6条等に基づき、0.1億円を納付済。

(2) 残高状況

- ① 令和3年度末の貸出金残高は、外貨貸付の増加等により、前年度末比45億円増の361億円となった。
- ② 令和3年度は財政融資資金借入を行わなかったため、同年度末の財政融資資金借入残高は前年度と同様42億円となった。
- ③ 令和3年度は社債の発行を行わなかったため、同年度末の社債残高はなし。

2. 決算の状況

(1) 資産・負債・資本の状況

令和3年度末の資産の部残高は、有価証券の増加等により、前年度末比113億円増の3,200億円となった。また、負債の部残高は、その他負債の減少等により、前年度末比4億円減の63億円となった。純資産の部残高は、前年度末比117億円増の3,138億円となった。

(2) 費用・収益の状況

令和3年度の損益状況については、19億円の経常収益、18億円の経常費用を計上した結果、1億円の当期純利益となった。